

2016年5月31日

株 主 各 位

第151回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事 業 報 告 の 「 6 . 会 社 の 体 制 お よ び 方 針 」
連 結 計 算 書 類 の 連 結 持 分 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
計 算 書 類 の 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.nitto.com/jp/ja/ir/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

日東電工株式会社

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制に関する基本方針および運用状況の概要

①内部統制に関する基本方針

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に従って、次のとおり内部統制に関する基本方針を定めています。

【1】当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制およびその他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、経営理念およびその具体的内容として法令・倫理規範遵守のためのNittoグループビジネス行動ガイドラインを定め、当社グループ全役員にこれを周知・徹底するとともに、当社取締役は法令および倫理規範の遵守を率先垂範する。
- 2) 意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高めるため、当社取締役会において社外取締役制度を採用する。
- 3) 当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、CSR担当取締役を定め、当該取締役を委員長とするCSR委員会を設置する。
- 4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を含め、業務プロセスおよび業務全般の適正性、妥当性、効率性を確保するための体制を整備する。
- 5) 内部監査部門として内部統制・監査担当部署を置き、当社各部門およびグループ会社の業務プロセス、業務全般の適正性等について内部監査を行うとともに、安全・環境・品質・輸出管理に関しては専門部署を設け、内部統制・監査担当部署と連携して監査を行う体制をとる。
- 6) 法令違反および倫理規範に対するコンプライアンスについての社内通報体制として、匿名性を保つ意味から社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムのほか、社内担当窓口を整備し、CSR担当取締役および監査役を含む法令倫理委員会を設置してその対応および再発防止体制の整備を行う。

【2】当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、稟議決裁文書等取締役の職務執行に係る文書については、文書管理および保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

【3】当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体の観点から、事業構成や海外での事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発力や知的財産権など技術競争力に関するリスクについて、当社取締役会、経営戦略会議および各事業執行組織において常時管理し、必要に応じて対応する。
- 2) 安全・環境・災害や製品の品質・欠陥に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・薬事法・輸出管理法などコンプライアンスに関するリスクなどについて、それぞれ担当部署を定めて定期的に重要リスクの洗い出しを行い、個々のリスクについてそれぞれの職制や各種委員会活動および必要に応じて編成するプロジェクト活動を通じて監視・対策する。
- 3) 万一、不測の事態が発生した場合には、速やかに当社社長、CSR担当取締役および監査役に報告される体制を整え、当社社長のもとに危機対策本部を設置して損害の拡大を防止し、これを最小限に止め、事業継続および早期に復旧する体制を整える。

【4】当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- 2) 当社の具体的な経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、その重要度に応じて、取締役会決議とするほか、取締役および執行役員によって構成される経営戦略会議（原則月1回開催）での決議、各事業執行組織主催の会議での決議または稟議決裁による決定等会社としての決裁ルールを整備する。
- 3) 業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細については、取締役会で定める組織、グループ意思決定規程等においてそれぞれ定める。
- 4) I Tを活用した業務システムを積極的に導入して業務が効率的に執行される体制を確保する。

【5】当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社グループ会社の経営上の意思決定および重要事項について、当社との事前協議や当社への報告等が適切に行われるようグループ意思決定規程・基準を整備する。
- 2) グループ意思決定規程・基準に基づき、当社の取締役および執行役員が、それぞれ管掌する事業に関するグループ会社からの報告を受け、必要に応じてその意思決定に関与する体制とすることにより、グループ全体の業務の適正を確保する。
- 3) 技術、I Tおよび財務に関する事項について、当社取締役または執行役員よりそれぞれチーフオフィサーを定め、これらの事項がグループ全体として適正・効率的に行われる体制とする。

【6】当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社グループの業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細について、グループ意思決定規程・基準等においてそれぞれ定める。
- 2) 各グループ会社の業務執行が当社の重要事項に該当する場合には、その重要度に応じて、当社の取締役会その他会議体における決議とする。

【7】当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社監査役の職務を補助すべき使用人として内部統制・監査担当部署に監査役補助者を置く。
- 2) 監査役補助者の選任、異動、評価については常勤監査役の了解を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
- 3) 監査役補助者は業務執行にかかる役職を兼務しない。
- 4) 当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識、理解し、当社グループに対しその旨周知徹底するとともに、監査役補助者を含め内部統制・監査担当部署ほか内部監査体制の充実を図る。

【8】当社取締役、その使用人、当社グループ取締役等が当社監査役(会)に報告をするための体制および当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社取締役および使用人は、監査役(会)が定める監査計画に従って、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告する。
- 2) 前記にかかわらず、当社監査役は必要に応じていつでも、当社取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、重要な会議への出席およびそれら会議の議事録または稟議決裁書類および各種報告書の閲覧を求めることができる。
- 3) 当社取締役は、コンプライアンスについての社内通報体制および緊急事態・事故発生時の報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、当社監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- 4) 社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムを整備することにより、社内通報者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

【9】当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【10】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- 1) 当社監査役は、会計監査人および内部統制・監査担当部署等と連携し、またグループ会社の監査役との意見・情報交換等を行い効率的に監査を行うことができる体制を確保する。そして、内部統制・監査担当部署と協力し、監査計画に従って各グループ会社を適宜監査する。
- 2) 前記監査のほか、監査役が必要に応じていつでも各グループ会社の監査役および取締役・経営幹部に報告を求めることができる体制を確保する。

②内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社グループでは、グループ意思決定規程・基準に従い、案件の重要度に応じて、取締役会をはじめとする意思決定機関（以下、「各意思決定機関」といいます）が意思決定することにより、業務の適正・効率性を確保しています。当事業年度においても、各意思決定機関は適宜に開催され、これら意思決定に関する記録につきましても適切に管理しております。

さらに、コンプライアンスやリスク管理に関しては、CSR担当取締役を委員長とするCSR委員会をはじめとする各種委員会および専門部署、プロジェクト活動等を通じて適切に行いました。

また、個別の案件に対応するため、匿名性を高めた内部通報体制や緊急事態の報告体制を整備しています。一方、グループ役員に対して、当事業年度においても、国内外においてコンプライアンスを含めたビジネス行動規範に関する研修を実施しました。

内部監査については、監査役、内部統制・監査担当部署が、監査計画に基づき、適切に監査を行いました。

以上の結果、当事業年度において、内部統制に関する基本方針に従い、当社の社内体制が適切に構築・運用されていることを確認しております。

(2) 会社の支配に関する方針

当社株式の大規模買付け行為に対する基本的な考え方は、次のとおりであります。

当社は、株式の大量保有を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、一方では高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在も否定できず、そのような買収者から当社の基本理念やブランドおよび株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる方針です。

連結持分変動計算書

当連結会計年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資 利 余 本 金	利 余 益 金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有 者に帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	26,783	56,761	508,564	△31,232	51,139	612,016	3,760	615,776
当 期 利 益			81,683			81,683	306	81,989
その他の包括利益					△37,113	△37,113	△324	△37,437
当期包括利益合計	-	-	81,683	-	△37,113	44,569	△17	44,552
株式報酬取引		△21				△21		△21
配 当 金			△22,297			△22,297	△247	△22,545
自己株式の変動		△1		△19,783		△19,784		△19,784
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△8,598		8,598	-		-
その他の増減額		△57				△57	△28	△86
所有者との取引額等合計	-	△80	△30,896	△19,783	8,598	△42,160	△276	△42,437
当 期 末 残 高	26,783	56,681	559,351	△51,016	22,624	614,425	3,465	617,891

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

102社

主要会社：日昌(株)、Nitto, Inc.、NITTO EUROPE NV、
NITTO DENKO (HK) CO., LTD.、KOREA NITTO OPTICAL CO., LTD.
NITTO DENKO (CHINA) INVESTMENT CO., LTD.、KOREA OPTICAL HIGHTECH CO., LTD.
TAIWAN NITTO OPTICAL CO., LTD.、SHANGHAI NITTO OPTICAL CO., LTD.
SHENZHEN NITTO OPTICAL CO., LTD.、NITTO DENKO MATERIAL (THAILAND) CO., LTD.

② 連結子会社の増減

増加：3社（設立による増加）

減少：4社（清算、合併等による減少）

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結計算書類提出会社と同じもの 73社

連結計算書類提出会社と異なるもの 29社

※上記29社については、連結決算日において仮決算をしたうえで連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 金融資産

(i) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての非デリバティブ金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になる取引日に認識しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の2つの要件がともに満たされる場合にのみ、「償却原価で測定される金融資産」に分類されます。

- ・当社グループの事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであること
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定される金融資産は公正価値で当初認識され、金融資産の取得に直接起因する取引費用も公正価値に含まれております。また、事後に実効金利法による償却原価により測定され、減損損失控除後の金額を帳簿価額として計上しております。

(b) 公正価値で測定される金融資産

上記の2つの要件のいずれかが満たされない金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類されます。なお、当社グループは、すべてのその他の資本性金融商品に対する投資について、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという取消不能の選択を行っております。

公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初認識されます。当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引費用を含めております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、実現した公正価値の変動による損失又は利得及び認識された減損損失は純損益に振り替えられることはありません。ただし、当該投資にかかる受取配当金は、その配当金が投資元本の払い戻しであることが明らかな場合を除き、純損益の一部として「金融収益」に認識しております。

(c) 金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、あるいは当該資産が譲渡され、当社グループが所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したときに当該金融資産の認識を中止しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価は平均法を用いて算定しております。製品及び仕掛品の取得原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費及び関連する製造間接費（正常生産能力に基づいている）から構成されております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から関連する変動販売費を控除した額であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

2) 無形資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、現時点の貨幣の時間価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定します。時の経過により引当金が増加した場合は、金融費用として認識します。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

1) 外貨建取引

当社グループの各企業の財務諸表に含まれる項目は、企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨（以下「機能通貨」という。）を用いて測定しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて、または財務諸表項目について再測定を実施する場合にはその評価日における為替レートを用いて、機能通貨に換算しております。これらの取引の決済から生じる為替差額、ならびに外貨建の貨幣性資産及び負債を決算日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は純損益で認識しております。

2) 在外営業活動体

表示通貨とは異なる機能通貨を使用している在外営業活動体については、資産及び負債（取得により生じたのれんと公正価値の修正を含む）は期末日の為替レート、収益及び費用は期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の資本の構成要素に含めて計上しております。

⑤ デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当社グループは将来の為替変動リスク及び金利変動リスク等をヘッジする目的で、一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについての評価も文書化しております。また、予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するために、当該予定取引の発生可能性が非常に高いことを確認しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、その他の資本の構成要素で認識しております。非有効部分は連結損益計算書において純損益に認識しております。

その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段にかかる金額は、ヘッジ対象が損益に影響を与える期に、純損益に振り替えております。ヘッジ対象である予定取引が非金融資産の認識を生じさせるもの

である場合には、その他の包括利益に認識されていた金額は振り替えられ、当該資産の取得原価の当初測定に含まれます。

ヘッジ手段が失効または売却された場合、あるいはヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。すでにその他の資本の構成要素で認識しているヘッジ手段にかかる金額は、予定取引が最終的に純損益で認識される時点まで引き続き計上されます。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合は、その他の資本の構成要素に認識されていたヘッジ手段にかかる金額をただちに純損益に認識しております。

⑥ 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

2) 長期従業員給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して、確定拠出型及び確定給付型の退職後給付制度を設けております。

確定給付年金制度に関連して認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。確定給付債務の現在価値は、債務の支払見込期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建の優良社債の利率を用いて、見積将来キャッシュ・アウトフローを割り引くことで算定しております。

実績による修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生した期間に、その他の包括利益に計上した上で即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として認識しております。

確定拠出制度については、当社グループは公的または私的管理の年金保険制度に対し拠出金を支払っております。拠出金の支払を行っている限り、当社グループに追加的な支払債務は発生しません。拠出金は、支払期日において従業員給付費用として認識されます。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 557,076百万円
- (2) 担保資産及び担保付債務
- 担保に供している資産
- 投資有価証券 28百万円
- 担保付債務
- 仕入債務及びその他の債務 8百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

その他の収益

その他の収益には、固定資産売却益が2,276百万円含まれており、これは主として土地の売却によるものです。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- 普通株式 173,758千株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月19日 定時株主総会	普通株式	10,734	65	2015年3月31日	2015年6月22日
2015年10月30日 取締役会	普通株式	11,563	70	2015年9月30日	2015年11月27日
計	—	22,297	—	—	—

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌期となるもの

2016年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 11,360百万円

1株当たり配当額 70円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 203,000株

- (4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,614,484	2,912,859		61,800		11,465,543

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加

2,912,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本リスク管理

当社グループは、経営の健全性・効率性を堅持し、持続的な成長を実現するため、安定的な財務基盤を構築および維持することを資本リスク管理の基本方針としております。当該方針に沿い、競争力のある製品の開発・販売を通じて獲得している潤沢な営業キャッシュ・フローを基盤として、事業上の投資、配当、自己株式取得等による株主還元、借入返済を実施しております。

(2) 財務上のリスク管理

リスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようしております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避することを目的とし、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規程に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

当社グループの主要な財務上のリスクおよび管理方針の詳細は、(3) 財務リスクを参照ください。

(3) 財務リスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクにさらされます。リスクには、主に(a)市場リスク((i)為替リスク、(ii)価格リスク、(iii)金利リスク)、(b)信用リスク、(c)流動性リスクが含まれます。

(a) 市場リスク

(i) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社及び各子会社が製造した製品等を海外にて販売しております。このため、当社及び各子会社が機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権債務等を報告期間末日の為替レートをを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク(以下「為替リスク」)にさらされております。当社グループの為替リスクは、主に、米ドルの為替相場の変動により発生します。

当社グループでは、特に外貨建ての営業債権債務について、為替リスクにさらされておりますが、通貨別月別に外貨建ての営業債権債務の残高を把握し、原則としてこれをネットしたポジションについて先物為替予約等を利用することで、当該リスクをヘッジしております。

(ii) 価格リスク

当社グループが保有する資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。相互の事業の戦略的位置づけや取引関係の維持・強化を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有しておりません。資本性金融商品には上場株式と非上場株式が含まれており、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

したがって、当社グループにとって、現在の価格リスクは重要でないと考えております。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び定期預金や貸付金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクにさらされます。

当社グループは、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行することにより資金調達を行っております。また、当社グループは、有利子負債を超える額の余剰資金を短期的な預金等で運用しており、将来、金融市場環境の変化により金利が上昇した場合、当該余剰資金を返済原資として有利子負債を圧縮する等の方法により、将来発生する資金調達コストを抑えることが可能であります。

したがって、当社グループにとって、現在の金利リスクは重要でないと考えております。

(b) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行により、この金融資産の回収不能によって発生する損失を被ります。

当社グループにおいては、主に売上債権が信用リスクにさらされております。当社グループは、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」、その他（メディカルおよびメンブレン）に関する事業を通じて多数の顧客に対する売上債権を保有しております。顧客の信用リスクを把握するため、顧客に対して回収条件および与信限度額を設定したうえで、定期的に回収状況を把握し、遅延債権があれば理由を明確にし、適切な対策を講じております。また、日々の情報収集に加え、必要に応じ外部機関から取引先の最新の信用調査報告書入手し、回収実績等とあわせて分析することにより、定期的に信用状況の確認を行っております。

その結果、信用状況に変化や異常があると判断された場合、もしくは契約書等により合意された支払期日を一定期間経過しても支払いがない場合には、与信限度額の変更、回収条件変更、取引信用保険の付保またはファクタリングの実施等の債権保全措置を適切に講じております。当該措置を行う際には、責任者の承認を得る体制になっております。

当社グループは、顧客の債務不履行率に関する過去の情報や外部機関の信用調査報告等を利用し、回収可能性を考慮して、売上債権及びその他の債権に対して貸倒引当金を設定しております。

また、当社グループは余剰資金を金融機関に預金し、事業に係るリスクを軽減するために金融機関等が提供するデリバティブ金融商品を利用しております。当社グループは、預金及びデリバティブ金融商品に係る取引を格付けの高い金融機関とのみ行っているため、当社グループにとって、当該取引に係る現在の信用リスクは重要でないと考えております。

(c) 流動性リスク

当社グループは、短期借入金を主に運転資金の調達を目的として利用し、長期借入金や社債を主に設備投資資金の調達を目的として利用しています。支払手形及び買掛金といった債務と合わせ、当社グループはこれらの債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。その流動性リスクについて、決済に必要なキャッシュ・フローの予測計画をもとに作成した適切な資金計画に沿って管理しております。

短期的な資金の調達手段である短期借入金について、当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に保つことなどにより、流動性リスクを管理しております。また、子会社で生じた資金の余剰は、グループ間で調整し効率的な資金管理を行っております。

長期的な資金の調達手段である長期借入金について、長期資金の調達の実行前に資金計画を作成し、取締役会がこれを承認します。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

公正価値の見積り

(i) 公正価値の測定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は市場価格を利用しております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、適切な評価方法により見積りを行っております。

(現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務、短期借入金)
満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(社債及び借入金)

社債については、社債の市場価格に基づいて見積りを行っております。

長期の借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格等に基づいて見積りを行っております。非上場株式については評価技法を利用した公正価値の見積りを行っております。

デリバティブについては先物為替相場、契約締結先金融機関から提示された価額等に基づいて見積りを行っております。

なお、金融商品の評価に用いる具体的な評価技法には以下のものが含まれております。

- ・類似の金融商品の取引相場価格またはディーラーによる見積り
- ・外国為替先物予約の公正価値は、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値により算定しております。
- ・上記以外の金融商品の公正価値の算定には、割引キャッシュ・フロー分析などその他の技法が用いられます。

(ii) 金融商品の帳簿価額と公正価値

各決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2016年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
社債及び借入金	3,000	3,039

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	3,785円91銭
基本的1株当たり当期利益	495円23銭

連結財政状態計算書、連結損益計算書および連結持分変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本													評価・換算差額等			純資産計	
	資本剰余金						利益剰余金							自 株 己 式	株 資 合 主 本 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 子 株 約 権
	資 本 金	資本剰余金					その他利益剰余金											
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	定 額 積 立 金	途 上 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金					
当 期 首 残 高	26,783	50,482	5,671	56,153	4,095	194	1,337	185,000	131,083	321,710	△31,232	373,415	3,285	3,285	759	377,460		
当 期 変 動 額																		
剰 余 金 の 配 当									△22,297	△22,297		△22,297				△22,297		
特別償却準備金の積立						4			△4	-		-				-		
特別償却準備金の取崩						△84			84	-		-				-		
固定資産圧縮積立金の積立							1,141		△1,141	-		-				-		
固定資産圧縮積立金の取崩							△92		92	-		-				-		
当 期 純 利 益									53,549	53,549		53,549				53,549		
自己株式の取得											△20,007	△20,007				△20,007		
自己株式の処分			4	4							224	228				228		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）													△1,685	△1,685	△21	△1,706		
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4	4	-	△80	1,049	-	30,283	31,251	△19,783	11,473	△1,685	△1,685	△21	9,766		
当 期 末 残 高	26,783	50,482	5,675	56,157	4,095	114	2,386	185,000	161,366	352,962	△51,016	384,888	1,600	1,600	738	387,227		

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、当社所定の基準により損失見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約に関して繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建債権債務等

3) ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクの回避を目的としております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は252百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 383,904百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 66,011百万円

関係会社に対する長期金銭債権 4,943百万円

関係会社に対する短期金銭債務 38,195百万円

(3) 保証債務

下記のとおり銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

NITTO DENKO (TIANJIN) CO., LTD. 260百万円

(15,000千人民元)

NITTO DENKO (SHANGHAI SONGJIANG)

1,138百万円

CO., LTD. (10,105千米ドル)

SHANGHAI NITTO OPTICAL CO., LTD. 1,201百万円

(8,000千米ドル)

(300百万円)

SHENZHEN NITTO OPTICAL CO., LTD. 563百万円

(5,000千米ドル)

下記のとおり契約履行保証を行っております。

HYDRANAUTICS 857百万円

(7,587千米ドル)

(21千ユーロ)

Nitto, Inc. 269百万円

(2,387千米ドル)

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	363,441百万円
関係会社からの仕入高	36,897百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	16,968百万円

(2) 特別利益

(固定資産売却益)

主として土地に係る売却益を特別利益に計上しております。

(投資有価証券売却益)

主として上場株式に係る売却益を特別利益に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	8,614,484	2,912,859		61,800		11,465,543

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 2,912,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合
子会社	NITTO AMERICAS, INC.	Teaneck U. S. A.	千US\$ —	持株会社	直接100%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
有	米国における統括機能	資金の回収 利息の受取	百万円 8,490 53	—	百万円 —

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,381円43銭
1株当たり当期純利益	324円66銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。